

兵庫県公報

平成24年8月28日 火曜日 第2418号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示		ページ
○ 兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の変更の届出（市町振興課）	1	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	2	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	5	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	6	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	6	6
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	7	7
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	7	7
○ 土地改良区の解散認可（同）	8	8
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	8	8
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	9	9
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	9	9
○ 同 上（同）	10	10
○ 同 上（同）	10	10
○ 同 上（同）	10	10
○ 同 上（同）	11	11
○ 同 上（同）	11	11
○ 同 上（同）	12	12
○ 同 上（同）	12	12
○ 同 上（同）	13	13
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	13	13
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	15	15
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	16	16
○ 道路の位置指定（建築指導課）	16	16
○ 同 上（同）	17	17
公 告		
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	17	17
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（北播磨県民局）	17	17
○ 同 上（同）	18	18
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	19	19
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	21	21
公安委員会告示		
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	21	21
○ 技能検定員審査の実施	22	22
○ 教習指導員審査の実施	23	23

告 示

兵庫県告示第1149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、広域連合の経費の支弁の方法の変更を内容とする兵庫県後期高齢者医療広域連合の規約の変更の届出を受理したので、同条第5項の規定に基づき公

表する。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第1150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
田村歯科医院	明石市小久保2-4-1 石田ビル2F	田 村 達二郎	平成24年5月1日
田畑胃腸病院	同 市大久保町森田111-1	医療法人社団明石医療センター	同 年6月1日
王子薬局	同 市西新町3-12-3 メゾンドウピック102	有限会社真島調剤薬局	同
兵庫県立こども発達支援センター附属診療所	同 市魚住町清水2744	兵庫県知事	同
トパーズクリニック西新町	同 市西新町3-12-12	池 上 昇 司	平成24年7月1日
いまむらクリニック	芦屋市大原町20-19 オランジュール芦屋2F	今 村 麻衣子	同 年6月1日
医療法人あいぜん会 あいぜん伊丹クリニック	伊丹市堀池3-9-25 廣野ビル1F	医療法人あいぜん会	同 年7月1日
豊岡市立休日急病診療所	豊岡市立野町12-12	豊岡市長	同
ハリマ調剤薬局尾上店	加古川市尾上町池田2354	株式会社ハリマ調剤薬局	同
医療法人社団あべ眼科クリニック	西脇市小坂町横溝175 2F	医療法人社団あべ眼科クリニック	平成24年6月1日
聖隷訪問看護ステーション宝塚	宝塚市中州1-9-16	社会福祉法人聖隷福祉事業団	同 年2月18日
ポニー薬局	三木市末広2-3-33 メゾン三木102	株式会社ポニーファーマシー	同 年6月1日
坂本耳鼻咽喉科	川西市中央町6-3 セントカワニシビル1F	坂 本 邦 彦	同
たなかホームケアクリニック	三田市けやき台1-10-1	田 中 章太郎	平成24年7月1日
たなか歯科クリニック	篠山市味間南1009-1	田 中 久 盛	同 年6月1日
アルカドラッグ稲美店調剤薬局	加古郡稲美町国岡1-149-1	株式会社ナガタ薬品	同 月11日



兵庫県告示第1151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容 名 称	変更前	変更後	変更年月日
吉見皮フ科	明石市小久保 2-2-1 第2橋本ビル2F	医療機関 名 称	吉見皮膚科形成外科 科医院	吉見皮フ科	平成22年4月1日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
立石外科医院	明石市朝霧町3-2-25	立石卓生	平成24年3月31日
田村歯科医院	同 市小久保2-4-1 石田ビル2F	田村嘉孝	同 年4月30日
医療法人仁愛会田畑胃腸医院	同 市大久保町森田111-1	医療法人仁愛会	同 年5月31日
医療法人社団昇智会橋本クリニック	同 市西新町2-16-5	医療法人社団昇智会	同
王子薬局	同 市西新町2-16-2	有限会社真島調剤薬局	同
西明クリニック	同 市松の内2-1-6 コーポ山口3F	柴田俊	平成24年6月30日
芦原薬局	芦屋市大原町11-24-207-A	佐々木昌子	同
豊岡市立休日急病診療所	豊岡市城南町23-6	豊岡市長	平成24年5月31日
あべ眼科クリニック	西脇市小坂町横溝175 2F	安部亨二	同
せいれい訪問看護ステーション宝塚	宝塚市逆瀬川2-2-8	社会福祉法人聖隷福祉事業団	平成24年2月17日
ポニー薬局	三木市末広2-3-33 メゾン三木102	高馬将一	同 年5月31日
坂本耳鼻咽喉科	川西市小花1-5-13 谷ビル2F	坂本正邦	同
アルカドラッグ稲美店調剤薬局	加古郡稲美町国岡黒深182-1	株式会社ナガタ薬品	平成24年6月10日



兵庫県告示第1152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成24年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
一般社団法人明石市医師会地域包括支援センター	明石市大久保町八木743-33	一般社団法人明石市医師会地域包括支援センター	地域包括支援センター	平成24年4月1日
田村歯科医院	同 市小久保2-4-1 石田ビル2F	田村達二郎	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年5月1日
在宅介護ヘルプステーションたんぼぼ	同 市大明石町1-9-26 コーポタカハマ201	合同会社ほほえみ	訪問介護、介護予防訪問介護	同 月15日
デイサービス孫の手2	同 市貴崎3-2 サンハイツ貴崎2号棟102号	孫の手株式会社	通所介護、介護予防通所介護	平成24年6月1日
まんてん堂デイサービスセンターあかし大久保	同 市大久保町谷八木1250	朋和株式会社	同 上	同 月18日

小規模多機能型居宅介護事業所地域支援ハウスいちごの家・上物部	洲本市上物部951-1	社会福祉法人いちえ福祉会	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	同 月11日
サエラ薬局芦屋店	芦屋市船戸町1-29 芦屋駅西ビル5F	株式会社オーパス	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 月13日
福祉総合相談事務所	同 市西山町11-17 シャンブル芦屋507	株式会社協和メディカル	居宅介護支援	平成24年 7月 1日
福祉総合支援事務所	同 上	同 上	訪問介護	同
松風園	伊丹市昆陽池1-105	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年 4月30日
大橋クリニック	同 市西野3-208-2	医療法人社団緑心会	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	同 年5月 1日
医療法人社団炭本歯科医院	同 市中央1-5-18 伊丹中央プラザ4F	医療法人社団炭本歯科医院	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 月 7日
四ツ葉ケア・サポート	同 市昆陽泉町6-9-58	株式会社四ツ葉ケア・サポート	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年 6月 9日
アースサポート伊丹	同 市稲野町8-37-3	アースサポート株式会社	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	同 年7月 1日
医療法人あいぜん会あいぜん伊丹クリニック	同 市堀池3-9-25 廣野ビル1F	医療法人あいぜん会	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	同
ぐろ〜りあ東野ケアプランセンター	同 市荻野1-46	社会福祉法人ヘルプ協会	居宅介護支援	同
公益社団法人兵庫県看護協会出石訪問看護ステーション	豊岡市出石町福住1302	公益社団法人兵庫県看護協会	訪問看護、居宅介護支援、介護予防訪問看護	平成24年 6月 1日
a d e x	加古川市別府町新野辺3033	株式会社デイサービスセンターうららか	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同 年4月 1日
高齢者生協ケアステーション加古川	同 市別府町新野辺北町2-68	兵庫県高齢者生活協同組合	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年6月 1日
在宅介護支援センターたずみ	同 市尾上町口里790-66	医療法人社団せいわ会	居宅介護支援	同 年7月 1日
ハリマ調剤薬局尾上店	同 市尾上町池田2354	株式会社ハリマ調剤薬局	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同
児玉診療所	宝塚市川面3-24-9	医療法人社団それいゆ会	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	平成24年 5月 1日
ライズ調剤薬局	同 市中州1-1-1	株式会社ブライト	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同
ライズ調剤薬局宝梅店	同 市南口1-1-10	同 上	同 上	同
西谷地域包括支援センター	同 市大原野字南穴虫1-253	社会福祉法人宝成会	地域包括支援センター	同

訪問看護ステーション 憩	同 市寿町9-5	社会福祉法人西谷会	訪問看護、介護予防 訪問看護	平成24年 6月25日
ケアプランセンター憩	同 上	同 上	居宅介護支援	同
さくら薬局逆瀬川駅前 店	宝塚市逆瀬川2-1-11	クラフト株式会社	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	平成24年 6月29日
わかば居宅介護支援事 業所	高砂市阿弥陀町阿弥陀1163- 2	合同会社わかば	居宅介護支援	同 月 1日
デイサービスみらい	川西市清和台西1-2-18	有限会社ファースト	通所介護、介護予防 通所介護	平成24年 7月 2日
デイサービスきりん小 野本町	小野市本町648-6	株式会社キリンドウベ スト	同 上	同 年 6月28日
たなかホームケアクリ ニック	三田市けやき台1-10-1	田 中 章太郎	訪問看護、訪問リハ ビリテーション、居 宅療養管理指導、介 護予防訪問看護、介 護予防訪問リハビリ テーション、介護予 防居宅療養管理指導	同 年 7月 1日
リブネット訪問看護ス テーション	加東市北野55-2 緑陽館 1 F	株式会社リブネット	訪問看護、介護予防 訪問看護	同
あんず薬局	同 市社96-1	有限会社あんず薬局	居宅療養管理指導	平成24年 7月 5日
ひかりデイサービス	神崎郡神河町栗賀町558	株式会社ウイズライト	通所介護、介護予防 通所介護	同 年 6月 1日
ふるさとの家	同 郡福崎町南田原1185	有限会社アキタケメデ イカル	認知症対応型通所介 護、小規模多機能型 居宅介護、介護予防 認知症対応型通所介 護、介護予防小規模 多機能型居宅介護	同 年 5月 1日



兵庫県告示第1153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
a d e x	加古川市別府町新野辺1428 -1	事業所名称	福祉用具レンタル 販売うららか	a d e x	平成24年 4月 5日
デイサービスセン ターうららか	同 市別府町新野辺3033	所在地	加古川市別府町新 野辺1428-1	加古川市別府町新 野辺3033	同 年 6月30日
居宅介護支援セン ターうららか	同 上	同 上	同 上	同 上	同
a d e x	同 上	同 上	同 上	同 上	同

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日

社団法人明石市医師会 地域包括支援センター	明石市大久保町八木743—33	社団法人明石市医師会 地域包括支援センター	地域包括支援センター	平成24年 3月31日
在宅介護ヘルプステーションたんぽぽ	同 市大明石町 1—9—26 コーポタカハマ202	合同会社ほほえみ	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年5月14日
デイサービス憩	伊丹市稲野町 8—1—5 栄 第1マンション1—A B	株式会社さくら	通所介護、介護予防 通所介護	同 年3月31日
社団法人兵庫県看護協会 出石訪問看護ステーション	豊岡市出石町福住1302	社団法人兵庫県看護協会	訪問看護、居宅介護 支援、介護予防訪問 看護	同
高齢者生協ケアステーション加古川	加古川市平岡町二保字岸目 8—1	兵庫県高齢者生活協同組合	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成24年 5月31日
訪問看護ステーション憩	宝塚市三笠町 6—29 谷添ハイツB棟201	社会福祉法人西谷会	訪問看護、介護予防 訪問看護	同 年6月24日
ケアプランセンター憩	同 上	同 上	居宅介護支援	同
デイサービスつどいいうぐいす台	川西市鶯台 2—22—10	株式会社シニアサークル	通所介護、介護予防 通所介護	平成24年 4月30日



兵庫県告示第1154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
鎌 田 優 子	くるみ整骨院	明石市西明石南町 2—13—12	平成24年 5月 1 日
畑 山 洋一郎	同 上	同 上	同
安 原 高 志	オレンジ鍼灸整骨院	同 市本町 1—2—33 興生ビル 1 F	平成24年 6月 4 日
嶋 田 善 浩	はりきゅう整骨マッサージしまだ	同 市西明石南町 3—6—5	同 月11日
山 本 正 幸	ゆう接骨院	たつの市揖保川町新在家15—77	同 月 1 日
山 下 匡 人	こはま接骨院	宝塚市小浜 3—10—2	平成24年 7月 8 日
成 田 延 道	旺尽鍼灸院	加西市北条町栗田 1 ラ・メゾンタカセ102	同 年5月18日
横 川 拓 未	おおはら整骨院	揖保郡太子町東保271—1	同 年6月28日



兵庫県告示第1155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
嶋 田 善 浩	しまだ鍼灸整骨院	明石市西明石南町 2—13—7—103	平成18年 3月27日

柴 田 義 和	くるみ整骨院	同 市西明石南町2—13—12	平成24年 4月30日
成 田 延 道	旺尽鍼灸院	西脇市黒田庄町石原563	同 年 3月 4日



兵庫県告示第1156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。
この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地 区 名	認可年月日
相野駅周辺土地改良区	集落基盤整備事業（ほ場整備）	相野地区	平成24年 8月 9日



兵庫県告示第1157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 引野土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	竹 村 正 明	豊岡市引野505番地

2 曾地土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 村 尚	篠山市曾地奥301番地
同	林 嘉 夫	同 市曾地中324番地
同	中 筋 廣 正	同 市曾地口208番地
同	山 根 茂 博	同 市曾地口22番地
同	小 林 功 治	同 市曾地中1121番地
同	井 関 正 行	同 市曾地中1569番地
同	内 藤 善 昭	同 市曾地奥367番地
監 事	出 口 源 市	同 市曾地口46番地
同	藤 本 孝 夫	同 市曾地奥166番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	水 野 成 治	篠山市曾地中299番地 1
同	中 筋 光 彦	同 市曾地口58番地
同	清 水 好 則	同 市曾地中396番地
同	山 口 晴 行	同 市曾地中1340番地 1
同	中 道 章	同 市曾地口309番地 1
同	井 関 裕 重	同 市曾地奥1146番地
同	内 藤 善 昭	同 市曾地奥367番地
監 事	浦 澤 四 郎	同 市曾地口68番地
同	藤 本 雅 浩	同 市曾地奥162番地

3 山田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	奥 井 昭 尋	淡路市山田乙536番地
同	溝 下 勝 朗	同 市山田乙591番地 2
同	玉 井 秀 明	同 市山田甲533番地
同	脇 田 泰 尋	同 市山田乙361番地
同	上 田 耕 嗣	同 市山田乙74番地
同	玉 井 勝 朗	同 市山田乙173番地 2
同	上 田 博 文	同 市山田乙748番地
同	堀 廣 義	同 市山田乙653番地
監 事	森 本 晴 夫	同 市山田甲507番地 2
同	谷 口 優 三	同 市山田甲768番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	溝 下 勝 朗	淡路市山田乙591番地 2
同	脇 田 泰 尋	同 市山田乙361番地
同	玉 井 秀 明	同 市山田甲533番地
同	玉 井 勝 朗	同 市山田乙173番地 2
同	上 田 博 文	同 市山田乙748番地
同	堀 廣 義	同 市山田乙653番地
同	奥 井 昭 尋	同 市山田乙536番地
同	上 田 宏 司	同 市山田乙74番地
監 事	谷 口 優 三	同 市山田甲768番地
同	森 本 晴 夫	同 市山田甲507番地 2



兵庫県告示第1158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
倭文土地改良区	平成24年 8月 9日



兵庫県告示第1159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

倭文土地改良区

氏 名	住 所
齋 藤 良 樹	南あわじ市倭文流150番地 2
武 田 茂	同 市倭文流249番地
坂 本 頼 保	同 市倭文流383番地
南 佳 宏	同 市倭文流209番地
南 宏 明	同 市倭文流212番地
倉 本 幸 彦	同 市倭文流144番地
中 永 好 宏	同 市倭文流139番地 2

三 明 正 典	同	市倭文流134番地
端 智 彦	同	市倭文流115番地
小 石 雅 寛	同	市倭文流 8 番地 1
松 下 守 男	同	市榎列山所1420番地 1
藤 原 久 夫	同	市倭文高301番地
的 場 安 正	同	市倭文高145番地
小 西 正 文	同	市倭文高137番地
船 越 修 治	同	市倭文高245番地
小 西 保 吉	同	市倭文高321番地
船 越 宏 明	同	市倭文高334番地 1
居 内 義 和	同	市倭文高306番地 2
村 瀬 祐 一	同	市倭文高278番地



兵庫県告示第1160号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
丹波市氷上町三原字南奥嶋3の11（次の図に示す部分に限る。）、8の9
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1161号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町浅倉字松嶽104から119まで、716、字ケイ谷120、120の1、121から132まで、字慶イ谷744から746まで、字高山187の1から187の3まで、188、191の1、191の2、192から196まで、197の1、197の2、198から206まで、207の1から207の7まで、784、785、字狼岩208、209の1から209の3まで、210の1から210の3まで、211の1から211の3まで、212の1から212の3まで、213の1から213の3まで、214、215の1、215の2、216、216の1、217から226まで、227の1から227の3まで、228から233まで、233の1、234、235、790の1、790の2、791、792、793の1、793の2、794から799まで、字狼岩口786から789まで、字高山浦801から804まで、字ナイカヲ236、237、238の2から238の5まで、字ナイガホ805、807の1、809の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1162号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町中藤字家ノ奥17の8から17の11まで、17の19、17の21から17の43まで、18の9、18の11から18の15まで、18の17から18の26まで、18の30から18の45まで、18の49、18の52から18の77まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1163号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町奥藤字家ノ奥34の23
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1164号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町奥藤字家ノ奥33の10から33の14まで、34の1から34の4まで、34の6から34の22まで、34の27から34の29まで、35、35の1、35の14、35の16、字柿ノ木谷40の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1165号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町奥藤字加悦谷28の2から28の16まで、29の1から29の3まで、29の6から29の9まで、字古峠31の1、31の6から31の27まで、32の12、33、33の1から33の4まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1166号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町奥藤字丸ガキ26の2から26の9まで、26の20、26の26から26の38まで、26の55から26の59まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1167号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町奥赤字水越47の1、47の2（次の図に示す部分に限る。）、47の3、47の5から47の14まで、47の16から47の19まで、47の21から47の24まで、47の26、47の27、47の31、48
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1168号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町奥赤字大谷68の1から68の3まで、68の5から68の16まで、68の20、68の26から68の29まで、字椿谷81の8、字熊谷82の2から82の13まで、82の21から82の37まで、83から85まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1169号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多可郡多可町加美区観音寺字北山391の2、391の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1170号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種 類		
(有)パウファースト 代種田 吉男	神戸市東灘区住吉本町 3-11-6 シャトレ 甲南603	般-20 第115321号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 5月16日
(株)ケーアールイー 代久保 睦	同 市中央区下山手通 8-1-9-601	般-21 第113222号	一般	電気通信工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
リーベグ 代永井 和彦	同 市兵庫区大開通2 -3-10 ローレル大 開302	般-21 第115588号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年 4月13日
(株)里建設 代里 浩一	同 市北区泉台 4-11 -29	般-22 第115708号	一般	土木工事業、ほ装工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 5月22日
ウエストコーベ インテリア 代山本 信	同 市西区南別府 5- 234-1	般-21 第115624号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 2月 7日
西神水道(株) 代溝口 孝夫	同 市同区森友 4-30 -1	般-19 第106279号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 5月 1日
佐藤正工業 代佐藤 正明	尼崎市南塚口町 7-16 -13	般-19 第216669号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年11月15日
Kウイング 代松本 勝実	同 市南武庫之荘 8- 14-16	般-20 第217706号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 4月12日
泊建装 代泊 和久	同 市南塚口町 5-17 -13	般-19 第217586号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月16日
大栄工業(株) 代上土井 亨	同 市西立花町 4-5 -1-302	般-21 第217907号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 5月14日

(有)ワーク 代)上村 良博	同 市塚口本町7-12 -1	般-23 第217445号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月1日
ヒロトモエナジー 株 代)広田 直樹	同 市開明町2-11	特-23 第217408号	特定	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月12日
株秩父工務店 代)甘利 公	同 市尾浜町1-1- 19	特-23 第203955号	特定	土木工事業、ほ装工事 業、しゅんせつ工事 業、造園工事業、水道 施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
株誠宏 代)中澤 秀起	同 市南武庫之荘2- 9-8	般・特-23 第200215号	一般	建築工事業、造園工事 業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月22日
(資)山上硝子店 代)山上 泰弘	伊丹市千僧4-247- 4	般-22 第214203号	一般	ガラス工事業、建具工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月11日
新窓工業 代)新開 昌己	同 市南本町2-1- 19	般-19 第301791号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
夢工 代)武久 正和	川西市久代1-14-26	般-23 第218406号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年5月31日
日本ダクト工業株 代)開原 義成	同 市加茂6-126- 4	般-19 第215161号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月22日
エフワークス 代)戸次 一也	三田市富士が丘3-13 -1	般-21 第302000号	一般	同 上	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月18日
ダイワ建商株 代)多川 和男	同 市あかしあ台3- 25-1	般-19 第301200号	一般	土木工事業、石工事 業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月19日
株ウエストホーム K O B E 代)砂泊 範彦	明石市大久保町江井島 545-1	般-22 第407018号	一般	大工工事業、左官工事 業、石工事業、屋根工 事業、タイル・れん が・ブロック工事業、 板金工事業、ガラス工 事業、塗装工事業、防 水工事業、内装仕上工 事業、熱絶縁工事業、 建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年5月31日
株ハリケン 代)中塚 永敏	高砂市中筋4-5-10	般-23 第403309号	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、内装 仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月1日
株ミツワ 代)飯塚 昇	同 市百合丘1-62- 1	特-23 第404794号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月21日
(有)ハリマ総合開発 代)松下 勝子	加古郡稲美町国安1108	般-19 第405938号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年3月31日
ミナト建設工業株 代)松下 正人	同 郡同 町国安1109	特-19 第405704号	特定	建築工事業、大工工事 業、防水工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年5月31日
田中工務店 代)田中 直澄	三木市吉川町楠原1009	般-19・21 第350551号	一般	土木工事業、建築工事 業	建設業の廃業 (全部廃業)	平成23年12月31日
松田建設 代)松田 圭右	同 市さつき台1-13 -12	般-19 第353556号	一般	石工事業、鋼構造物工 事業、しゅんせつ工事 業、水道施設工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	平成24年6月5日
T・N産業 代)栗野 カ一	同 市吉川町みなぎ台 2-8-3	般-20 第353612号	一般	電気工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	同 月15日
株平尾工務店 代)平尾 博之	加東市天神341	般-23 特-22 第350147号	一般	管工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 月1日
丸保住建(有) 代)閑念 一裕	多可郡多可町加美区西 山36	般-23 第351678号	一般	とび・土工工事業、鋼 構造物工事業、ほ装工 事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 月8日

山本建築事務所 代山本 薫	姫路市飾東町庄710	般-23 第455066号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 1月23日
高馬左官(有) 代高馬 一吉	同 市豊富町御蔭1391 —2	般-19 第458065号	一般	左官工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 2月10日
アカマツ 代赤松 弥生	同 市御立西 1—16— 10	般-23 第460907号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 6月 7日
関西電業(株) 代長田 幹彦	同 市御立西 6—8— 10	般-23 第454135号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
相谷建築 代相谷 昌宏	同 市花田町小川877	般-19 第456544号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 6月12日
中島組 代中島 武利	同 市南条 1	般-19 第458691号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月19日
ヤマダ総建 代山田 貴雄	同 市香寺町溝口360 —3	般-21 第460727号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
杉田電器 代杉田 秀行	神崎郡神河町寺前206 —5	般-22 第460114号	一般	電気工事業、管工事 業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
(株)ハマナカ 代濱中 義憲	相生市相生4737—1	般-22 第551445号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年 5月20日
(有)下江建設 代下江 一也	宍粟市山崎町春安153 —3	般-19 第501825号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 4月27日
光道路(株) 代林 利明	同 市山崎町加生59— 1	般-19 第501824号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
(有)中嶋工業 代中嶋 司郎	同 市山崎町高下1721 —6	般-19 第502831号	一般	土木工事業、ほ装工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
山崎生コン(株) 代居垣 正雄	同 市山崎町千本屋 135	般・特-24 第501116号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年 5月 7日
(株)村上建設 代村上 勝幸	豊岡市日高町中26—1	特-19 第650522号	特定	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 6月29日
(有)尾崎組 代尾崎 睦	朝来市伊由市場429— 2	般-19 第600702号	一般	さく井工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
(有)ワールドクリエ イツ 代森本 浩介	篠山市東吹1329—1	般-22 第752033号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年12月 1日
古川建設 代古川 修司	丹波市青垣町沢野253	般-19 第750302号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 ほ装工事業、水道施設 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年 5月 1日
内田工務店 代内田 嘉之	洲本市由良 4—3—10	般-19 第801926号	一般	大土工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 1月 5日
織田建設 代織田 廣之	同 市千草甲315—6	般-23 第800101号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 5月31日

兵庫県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年 8月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年 8月28日から 2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上内膳塩尾線	洲本市中川原町三木田字白地723番13から 同 市中川原町三木田字白地729番1まで	旧	8.0から 22.0まで	79.0	
		新	17.0から 26.0まで	77.0	



兵庫県告示第1172号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社ヒュッテやまなみ
 代表者の氏名 田 淵 広 次
 住所 養父市丹戸109番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) やまなみプロジェクト
 所在地 養父市大久保字横角1579-2
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
 縦覧期間 平成24年 8月28日から同年 9月10日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成24年 8月28日から同年 9月10日まで
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第1173号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24西播位置 0001号	24. 8. 14	宍粟市山崎町神谷字戒現行391番1の一部、 395番3、395番4、391番地先水路	6.00~6.05	64.97
第H24西播位置 0002号	24. 8. 15	たつの市龍野町日飼字上狭間102番1の一部	5.00	16.30



- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年 4月 4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,824平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
73台
 - (2) 駐輪場の収容台数
56台
 - (3) 荷さばき施設の面積
48.0平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
11.4立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社エディオン	午前 9 時	午後 9 時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時45分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口 1 箇所、出口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成24年 8月 3日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成24年 8月28日から 4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成24年12月28日
 - (2) 提出先
北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
〒673-1431 加東市社字西柿1075—2



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 8月28日

北播磨県民局長 竹 本 明 正

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ドラッグコスモス三木別所店
 - 所在地 三木市別所町小林字釜ヶ谷734番768

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社コスモス薬品
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社コスモス薬品
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成25年4月4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,324平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
50台
 - (2) 駐輪場の収容台数
18台
 - (3) 荷さばき施設の面積
32.0平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成24年8月3日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成24年8月28日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成24年12月28日
 - (2) 提出先
北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエー宝塚中山店

所在地 宝塚市売布東の町21番22号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三井住友信託銀行株式会社

代表者の氏名 常 陰 均

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住友信託銀行株式会社

代表者の氏名 森 田 豊

住所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号

イ 変更後

名称 三井住友信託銀行株式会社

代表者の氏名 常 陰 均

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	西 見 徹	神戸市中央区港島中町四丁目1番1号
株式会社ジーユー	中 嶋 修 一	東京都千代田区九段北1-3-5
岡野食品産業株式会社 外6者	岡 野 吉 純	姫路市御国野町国分寺391

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	桑 原 道 夫	神戸市中央区港島中町四丁目1番1号
株式会社マルシェ	熊 倉 正 幸	東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番8号
株式会社アシーネ 外5者	石 井 仁	東京都台東区北上野2-6-4

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年 4月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年 5月24日ほか

5 届出年月日

平成24年 7月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年 8月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年12月28日

- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市北条町東南字川端176番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市曾根町2335番地
原 大五郎
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年 8月14日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－4－2号（24加西）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
多可郡多可町中区中村町字軍勢156番1、157番1から157番3まで、158番、159番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
多可郡多可町中区中村町20番地
株式会社おびすや百貨店 代表取締役 園 崎 孝
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成21年 1月30日
兵庫県指令北播（建）第1－15号（20多可）

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第250号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年 8月28日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
平成24年12月1日（土）午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
50人
- 4 受検資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

(1) 申請期間

平成24年 9月 3日（月）から同年11月22日（木）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後 5時30分まで）

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

- ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1 通
- イ 次に掲げるいずれかの書面 1 通
 - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
 - (イ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
- ウ 写真（申請前 6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(4) 申請方法

- ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
- イ 申請は、原則として、検定を受けようとする本人が行うものとする。
- エ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

13,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。
なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話(078)341-7441 内線3046



兵庫県公安委員会告示第251号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年 8月28日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成24年10月 6日 (土)

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成24年8月28日(火)から同月30日(木)までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証

ウ 技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(大型)

エ 技能検定員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(中型)

オ 技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(普通)

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当するであることを証する書類

(2) 提出期間

平成24年8月28日(火)から同月30日(木)までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成24年8月30日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査(大型)又は技能検定員審査(中型)を受けようとする者にあつては23,500円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては21,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成24年11月 6日(火)午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628



兵庫県公安委員会告示第252号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公

安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年8月28日

兵庫県公安委員会

委員長 橋本 猛 伸

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成24年10月6日（土）

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成24年8月28日（火）から同月30日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成24年8月28日（火）から同月30日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成24年8月30日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者には15,000円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者には11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者には9,450円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者には12,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成24年11月6日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628